

## 岐阜県薬剤師修学資金返還支援事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、薬剤師が不足する県内の病院への就業及び定着を促進するため、正規雇用する薬剤師に修学資金の返還を支援する制度（以下「修学資金返還支援制度」という。）を設けている病院に対し、予算の範囲内で、岐阜県薬剤師修学資金返還支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学及び大学院をいう。
- 二 修学資金 大学等の修学のために貸与を受けた本人による返還が必要な独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、岐阜県選奨生奨学金その他知事が適当と認める奨学金をいう。ただし、特定分野や企業等の人材確保、地域への定着を目的とする奨学金で返還が免除されるものを除く。
- 三 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- 四 正規雇用 次の全てに該当する雇用形態をいう。
  - ア 期間の定めのない労働契約を締結していること。
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に掲げる派遣労働者として雇用される者でないこと。
  - ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者と同じ所定労働時間であること。
  - エ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給及び昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、第5条の規定により県の登録を受けている病院（以下「支援実施病院」という。）とする。

### (支援実施病院)

第4条 支援実施病院の登録の対象となる病院は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 一 県内で開設している病院であること。
- 二 修学資金返還支援制度を設けていること。
- 三 次の全てについて誓約できる者であること。

- ア 修学資金返還支援制度により、第7条各号に掲げる要件を満たす者（以下「支援対象者」という。）に、修学資金の返還を支援するための手当等の支給（補助事業者が支援対象者に代わって奨学生貸与機関に送金する場合を含む。以下同じ。）をすること。
- イ 支援対象者に対して、補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）中に、知事が認める研修プログラムを受講させること。
- ウ 次の全てを満たしていること。ただし、国、県、市町村その他これらに準ずるものについては、適用しない。
  - (ア) 雇用保険適用事業所の事業者であること。
  - (イ) 労働保険料を滞納していないこと。
  - (ウ) 過去1年間に労働関係法規等の法令に違反していないこと。
  - (エ) 県税の滞納がないこと。
  - (オ) 暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げる者ではないこと。

（支援実施病院の登録等）

- 第5条 支援実施病院として県の登録を受けようとする病院は、別記第1号様式による申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 一 修学資金返還支援制度の内容を確認することができる書類（要綱、規程等）
  - 二 別記第2号様式による誓約書
- 2 知事は、前項の規定により提出された書類を審査し、適當と認められるときは、支援実施病院として登録することとし、その旨を書面で通知するものとする。
- 3 支援実施病院は、前条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき又は登録の取消しを求めるときは、別記第3号様式により速やかに知事に届け出なければならない。
- 4 支援実施病院は、登録内容に変更があったときは、別記第4号様式により速やかに知事に届け出なければならない。

（支援実施病院の登録の取消し）

- 第6条 知事は、支援実施病院が次の各号のいずれかに該当するときは、支援実施病院の登録を取り消すことができる。
- 一 虚偽の申請又は不正行為により、登録したことが明らかになったとき。
  - 二 第4条各号に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかになったとき。
  - 三 労働関係法規等の法令に違反する等支援実施病院としてふさわしくないと知事が認めたとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、当該病院に対し、その旨を通知するものとする。

（支援対象者）

- 第7条 支援対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- 一 薬剤師の免許を有する者

- 二 補助金の交付申請の日（以下「申請日」という。）において支援実施病院で正規雇用され、勤務している者
- 三 初回の申請日の属する年度以前に県内で開設している病院で薬剤師として勤務したことのない者
- 四 初回の申請日の属する年度以前に補助事業者が開設している県外の病院で薬剤師として勤務したことのない者
- 五 支援実施病院から修学資金の返還を支援するための手当等の支給を受けた期間の1.5倍以上の期間（以下「義務年限期間」という。）において、支援実施病院で継続して薬剤師として勤務する意思がある者
- 六 申請日の属する年度から修学資金の返還を開始する予定である者又は申請日において修学資金の返還残額があり、滞納なく返還している者
- 七 知事が認める研修プログラムを受講する意思がある者

（補助対象経費等）

第8条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助対象期間、補助率、補助限度額及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（交付申請）

- 第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年度、規則第4条の申請に係る様式を、知事が定める期日までに提出しなければならない。
- 2 規則第4条の申請に係る様式は、別記第5号様式のとおりとする。
  - 3 前項に規定する申請書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。

（交付の条件）

- 第10条 規則第6条の交付の決定をする場合に付ける条件は、次に掲げるとおりとする。
- 一 補助事業の内容を変更しようとする場合は、別記第6号様式によりあらかじめ知事の承認を受けること。ただし、補助金の額の変更がない場合又は補助金の額の変更が総事業費の20%未満の減額である場合は、この限りでない。
  - 二 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、別記第7号様式によりあらかじめ知事の承認を受けること。
  - 三 支援対象者が修学資金を計画どおりに返還していることを確認しなければならないこと。
  - 四 補助対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
  - 五 補助対象期間中又は補助対象期間終了後に、支援対象者が退職等により、義務年限期間において支援実施病院で継続して薬剤師として勤務しないことが明らかになった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
  - 六 支援対象者の義務年限期間が終了するまで、毎年度、別記第8号様式により支援対象者の勤務状況を知事に報告すること。

(申請の取下げ)

第11条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、交付決定を受けた日から10日以内とする。

(状況報告)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して事業の実施状況に関して必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定による実績報告書及びその添付書類の様式は、別記第9号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付)

第14条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第10号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- 二 不正又は虚偽の申請により補助金の交付決定を受けた場合
- 三 補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- 四 支援実施病院が支援対象者に支給した手当等の返還を受けた場合
- 五 支援対象者が、義務年限期間において、支援実施病院で継続して勤務しなかった場合

(暴力団の排除)

第16条 規則第4条の規定による申請があった場合において、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当するときは、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が規則第5条の2各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助

金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理しなければならない。

2 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日が属する年度の翌年度以後5年間とする。

(その他)

第18条 特別の事情により本要綱に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることができる。

附 則

この要綱は、令和7年11月10日から施行し、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第8条関係）

補助対象経費	補助事業者が、支援対象者に対して修学資金の返還を支援するために支給する手当等（補助事業者が支援対象者に代わって奨学金貸与機関に送金する場合を含む。）
補助対象期間	<p>1 各年度 補助金の交付決定日から当該年度の3月31日までのうち、支援対象者が支援実施病院から修学資金返還のために手当等の支給を受ける最初の月から最後の月までの期間</p> <p>2 通算 支援対象者1人につき、支援対象者が支援実施病院に就業した日の属する年度から起算して6年を超えない期間（ただし、産前・産後休暇、育児休業その他の事由により、奨学金の貸与団体において奨学金の返還期限の猶予が承認された場合は、当該猶予期間を上限に延長することができる。）</p>
補助率	2分の1
補助限度額	支援対象者1人当たり25千円／月 (支援対象者1人当たり通算1,800千円)
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は補助限度額のいずれか少ない額（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）